

## 令和2年度茨城県芸術祭文学部門実施要項

### 1 茨城文学賞（小説、詩、短歌、俳句、文芸評論）

- (1) 趣 旨 茨城県における文学創作活動を高めると共に、その作品を広く県民に周知させる目的をもって茨城文学賞を制定する。
- (2) 応募資格 県内の居住者（個人）および関係者（県出身で県外に居住する者のうち県内の文学グループに所属している個人等）とする。
- (3) 応募作品および応募の方法 応募作品はすべて令和元年9月1日から令和2年8月31日までに、創作、発表された作品とする。小説部門（童話等も含む）と文芸評論部門（随筆を含む）については単行本・雑誌及び原稿とする。詩部門（漢詩を除き民謡・童謡を含む）・短歌部門・俳句部門は単行本（私製本も含む）とする。  
応募方法は文学部門実行委員の推せんと、自ら応募する方法がある。応募にあたっては、応募部門、作品名、作者名（住所・電話番号記入）略歴をそえて下記の応募先に送付すること。（応募作品は返却しない）
- (4) 実行委員の資格 令和2年度茨城県芸術祭実行委員（文学担当）と文学部門実行委員長が文学部門の種目別実行委員として委嘱した者。
- (5) 推せんの方法 実行委員は上記（1）（2）（3）の要旨にもとづき推せんできる。実行委員はその推せんする部門名・作品名・作者名および略歴と推せん理由を明記して送付するものとする。
- (6) 推せん並びに応募期間 令和2年8月1日（土）～9月1日（火）必着
- (7) 推せん並びに応募先及び問合せ先  
〒310-0851 水戸市千波町後川745  
ザ・ヒロサワ・シティ会館（県民文化センター）分館内  
茨城県芸術祭文学部門実行委員会事務局  
(TEL 029-244-5553)  
(FAX 029-244-5554)
- (8) 審 査 茨城県芸術祭会長が委嘱した審査委員によって行う。
- (9) 発 表 令和2年10月27日（火）（茨城新聞紙上）とする。
- (10) 賞 すぐれた作品に茨城文学賞、茨城新聞社賞をおくる。